（案）

定めようとする命令等の題名

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第８条第１項の規定に基づく認定基準及び原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１１条第１項の規定に基づく認定基準の一部を改正する規程

根拠法令等

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号）第9条第1項及び原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第12条第1項

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続（第39条第4項該当による結果の公示等）である

問合わせ先（所管府省・部局名等）

原子力規制委員会 原子力安全人材育成センター 人材育成課
電話番号：03-6277-6924（直通）

命令等の公布日

2026年3月24日

結果の公示日

2026年3月24日

行政手続法第39条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合にはその旨及び理由

本件は、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、要求内容の変更を伴わない軽微な変更であることから、行政手続法第39条第4項第8号に基づく行政手続法施行令（平成6年政令第265号）第4条第2項第1号に定める事項に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。